

自由学園南沢会 理念

「同志 同学 同行の友として集い、相互の親睦を深め自由学園ならびに社会の発展に寄与する」

自由学園南沢会 規約・細則

2022年5月現在

規約		細則	
第1章 総則			
第1条 (名称)	本会は自由学園南沢会と称し、事務所は東京都豊島区西池袋2丁目31番3号におく。		
第2条 (目的)	本会は、本会員が生涯にわたり同志同学同行の友として集う場であり、互いの成長と自由学園との相互連絡を保ち、自由学園の発展に協力するものとする。		
第3条 (期間)	本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。		
第2章 会員			
第4条 (資格)	1項 次のを本会の会員とする。		
	1 旧自由学園女子部卒業生会、ならびに旧自由学園同学会の会員、具体的には、2020年度に両会会員であった者	(所属する回生) 2020年度に旧自由学園女子部卒業生会、ならびに旧自由学園同学会の会員であった者は、その時点での回生に所属することとする。	
	2 自由学園高等科修了生	(発足時の旧自由学園同学会側の入会) 旧自由学園同学会側は、自由学園南沢会の発足と同時に旧自由学園女子部卒業生会と同様に会員の入会資格を高等科修了生からとする。発足時には、2020年度末に最高学部4～1年生であった77～80回生と、高等科3年生である81回生が同時に入会する。 (所属する回生) 女子部101回生、男子部81回生以降の会員の回生は、高等科修了時の回生に所属することとする。男子部77～80回生は2020年度末の回生に所属することとする。	
	3 自由学園女子部・男子部に在籍した者で、本会の目的に賛成のうえ入会を希望し、かつ所属クラスの推薦を経て委員長の承認を得た者		
2項 本会の風紀を乱すなど問題を起こした会員には、委員長判断による会員資格の停止などの重要な決定を行うことがある。			
第5条 (会費)	1項 会員は総会の定める会費を納める。ただし、一定の年齢になる該当クラスから会費を納めなくてもよい。	(年会費の額と会費の免除年齢) 2021～2023年度の3年間を検証期間（以下検証期間と示す）とし、旧会の年会費額を変更せず、旧自由学園女子部卒業生会会員は3,000円、旧自由学園同会会員は5,000円とする。 高等科修了生の年会費は、1,500円とし、4年分は6,000円とする。なお、5年目以降は通常の年会費額とする。 検証期間の会費免除クラス年齢は、従来通り旧自由学園女子部卒業生会会員は82歳、旧自由学園同会会員は77歳とする。 年会費の額と会費の免除年齢については、この期間に検証し、2024年度より統一することをめざす。	
	2項 特別な理由なくして3年以上の会費を滞納した会員に対し、本部委員会は会報送付などのサービスを停止できる。		
	3項 滞納に対する措置は当該会員が滞納した会費を納めた時に消滅する。		
第6条 (逝去会員)	逝去された会員に対しては以下の通りの運用とする。		
	1 会報等のご遺族の申し出により実費にて送付		
	2 会員資格を取得以前に在学中逝去された方の入会は、ご遺族の同意と所属クラスの推薦に基づき委員長の承認を得ること		
第3章 組織			
第7条 (機関および委員)	本会は次の機関および委員をおく。	(統合検討室) 本会は自由学園南沢会規約第7条に定めた機関のほかに、時限的に統合検討室をおく。 統合検討室は旧自由学園女子部卒業生会・旧自由学園同学会・自由学園から選出されたメンバーで構成し、組織統合にかかわる課題の解決のため、委員長や本部委員会を補佐する。	
	1 総会（第4章で定める）		
	2 本部委員会		
	3 クラス委員会		
	4 事務局		
	5 会計監査委員（第6章で定める）		
6 委員長会			
第8条 (本部委員会)	1項 本部委員会は委員長・担当クラスを中心とした本部委員で構成し、委員長が統括する。	(委員長の決め方) 委員長は、担当クラスの中で当該年度が始まるまでに選び、総会での承認を得る。 (担当クラス) 担当クラスとは、当該年度の本会の運営を担うクラスのことを言い、2021年度は旧自由学園女子部卒業生会側が70回生、旧自由学園同学会側は50回生がその責任を担うものとする。以後、原則1年、1回生ずつ順送りでのその責任を担う。	
	2項 本部委員会は総会の決議結果に従い本会の業務を執行する。		
	3項 その他、本会の目的のために必要なことを執行する。		
第9条 (本部委員)	1項 本部委員は会員の中から委員長が指名する。副委員長は本部委員の中から委員長が指名し、必要に応じて委員長を代行する。		
	2項 委員長および本部委員の任期は1年とし、再任を妨げない。		

規約		細則	
第10条 (クラス委員会)	1項	クラス委員会はクラス委員で構成し、必要があるときに委員長が招集する。	(クラス委員会) 委員長からクラス委員会開催要請があった場合、クラス委員は、対面、オンラインにかかわらずに参加し、必要な協力を行う。
	2項	クラス委員会は本部委員会を補佐し、本会の業務に協力する。	
第11条 (クラス委員)	1項	各クラスはクラス委員を置く。クラス委員はつぎのことにあたる。	(クラス委員) クラス委員はクラス委員会で委員長ならびに本部委員会からの要請、共有された内容をクラス会員へ通達する役割を担う。具体的には、クラス委員会や委員長および本部委員会からの連絡事項等を書面や、メール等により、それら情報をクラス会員に連携し、主に以下3点の役割を担う。 ・クラス会員の会費納入状況の把握と納入の要請や、学園への寄付に関する協力要請 ・中途入会の申請、逝去情報の把握、本会への報告などの連携 ・災害時の会員情報の把握、本部委員会との連携 ※災害時に不用意に被災者へ連絡することは適切でなく、初動はクラス委員／会員を中心として行い、必要な連携を図ることとして、それ以降の対応は本部委員会で検討する。
	1	本会の目的のために必要なこと	
	2	会報および会員連携のための連絡	
	3	会費徴収等の事務連絡	
	2項	クラス委員の任期は基本1年とするが、その運用は各クラスに任せる。	
第12条 (事務局)	1項	事務局は委員長の指示に従い本会の運営に必要な実務をおこなう。	
	2項	委員長は必要に応じて事務員を任命する。	
第13条 (委員長会)		委員長会は委員長経験者によって構成され、委員長の要請に従って補佐する。	(委員長会の役割など) 委員長会は委員長からの要請により自由学園南沢会の円滑な運営の支援役を務める。また、自由学園南沢会の運営上の権限は持たない。委員長が招集し、毎年2月ごろ定時に開催する。また臨時開催することもある。 当年度委員長を除く過去10年間の委員長経験者で構成する。 委員長会の議長は当年度委員長が行うこととする。 委員長が1人のみの年度で、委員長が委員長会に参加できない場合は、当該年度の副委員長経験者を代理とすることができる。
第4章 総会			
第14条 (総会)	1項	総会は本会の最高議決機関であり、委員長が招集する。また必要があるときは委員長が臨時総会を招集する。	
	2項	総会は書面投票をもって代行できる。書面投票では、手段として郵便のほか、インターネットによる投票も利用できる。	
第15条 (総会の決議事項)		次の事項は総会で決議する。総会の決議は、出席者（委任状を含む）の過半数（書面投票の場合、有効投票の過半数）をもって決する。	(予算) 本会は、当年度予算に基づく運営を基本とする。また、予算外の臨時支出が必要の際は、本部委員会で審議する。 なお、継続的かつ適切な予算運用を実施するため、次年度の担当クラスは、前年度の活動を考察し、次年度に実行する事柄を決定すると共に、予算案作成を行う。
	1	規約の改廃	
	2	委員長の承認	
	3	予算および決算	
	4	その他必要な事項	
第5章 業務			
第16条 (業務)		本会は、次のことをおこなう。	(会員管理) 本会は、本会の理念・目的である「会員の親睦」と「自由学園への協力」のため会員情報を管理、徹底する。 (個人情報保護方針) 本会が取得した個人情報の運用管理は個人情報保護法に準拠するとともに、2022年3月1日に制定した「自由学園南沢会個人情報保護方針」を遵守する。
	1	総会等の会の目的に沿った集会の開催	
	2	会にかかわる広報活動	
	3	会員管理	
	4	学校法人自由学園評議員候補の推薦	
	5	その他、本会の目的のために必要なこと	
第6章 会計			
第17条 (経費)		本会の経費は会費および諸収入によってまかなう。	
第18条 (会計監査)		会計監査委員は会員の中から委員長が指名し、会計監査をおこなう。	
第7章 細則			
第19条 (細則)	1項	本会規約は、それぞれの項目に細則を設けることができる。	
	2項	細則は、当年度委員長と本部委員会が委員長会の補佐を得て定め、新設・改廃のときは総会で報告する。	
附則			
第20条 (規約の実施)		本規約は、2021年4月1日から施行する。 改訂 2022年5月22日	